

**令和5年度 第2回**  
**「江東区障害者計画等推進協議会」**  
**議事録**

- 1 日 時 令和5年10月31日（火）午後2時00分～午後3時35分
- 2 場 所 江東区文化センター5階 第6～8会議室
- 3 出席者 高山 由美子 舘 桂一郎 高橋 久子 平松 謙一  
向井 眞幸 岡村 正枝 宮崎 英則 伊東 直樹  
高舘 麻貴 原田 博美 中村 幸江 林 英彦  
伊藤 善彦 長澤 祐介 遊塚 実 杉田 啓之  
加藤 弘美
- 4 会議次第  
(1) 開会  
(2) 議事  
議事1 団体説明会実施報告について  
議事2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について  
議事3 計画素案に対するパブリックコメント等の実施について  
議事4 その他
- 5 資 料  
資料1 団体説明会（計画骨子案）実施報告  
資料2 団体説明会におけるご意見について  
資料3 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）  
資料4 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）について  
参考1 令和5年度第1回協議会意見シートで寄せられたご意見について  
参考2 令和5年度江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

6 傍 聴 1名

## 7 会議内容

〔 開 会 〕 午後2時00分

【小林障害者施策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、障害者施策課長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、本協議会に附属いたします庁内計画推進委員会及び幹事会も同時開催となります。

開会に当たりまして、事務局を代表いたしまして、障害福祉部長岩井より御挨拶申し上げます。

【岩井障害福祉部長】 皆様、こんにちは。障害福祉部長の岩井と申します。

冒頭、一言おわびを申し上げます。連日、報道等で御心配をおかけしていると思いますが、10月26日、木村弥生区長が辞意を表明し、11月15日をもって辞職することとなっております。区民の皆様には多大な御心配と御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。区では、区民生活に影響が及ばないよう、職員一丸となって引き続き区政運営に取り組んでまいりますので、皆様には御理解、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。では、参ります。

本日は、お忙しい中、令和5年度第2回障害者計画等推進協議会に御出席いただき、ありがとうございます。

前回協議会では、計画の要となる理念、目標等について、様々な立場や視点から貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

今年度末の次期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の完成に向けまして、本日は、計画の骨子案に係る団体説明会の実施報告をさせていただきますとともに、基本理念、基本目標をより実効性のあるものとするため、施策の方向性や内容について素案をお示ししたいと考えております。

本日も、本区が目指す障害者施策の根幹となる障害者計画等の策定に向け、委員

の皆様には様々な立場や視点から御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 では続きまして、資料の確認をさせていただきます。恐れ入りますが、ここからは着座にて進めさせていただきます。

本日の資料につきましては、机上に配付させていただいております。非常にボリュームの多い資料がこの会議の当日の配付になってしまったこと、深くおわび申し上げます。

最後にも御説明をいたしますが、意見シートも配付いたしておりますので、会議終了後の御意見につきましても、シートにてお寄せいただければと思います。

資料は1から4、参考資料1から2というものがお手元にございますでしょうか。もし不足の資料等ある場合は、事務局までお知らせいただければと思います。

続きまして、本日の会議の終了予定時刻ですが、午後3時半を予定しております。協議会の進行に当たりまして、皆様の御理解、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、中山利恵子委員、郷芳昭委員、会田久雄委員、保田雄司委員、鳥澤剛委員より、御欠席の御連絡をいただいております。ほかに、公務等の都合によりまして、欠席、遅参、早退の庁内委員もおります。御了承いただければと思います。

では続きまして、新任の委員の方の御紹介をさせていただきます。新たに館桂一郎委員、遊塚実委員が委員になりましたので、御紹介いたします。

館委員、恐れ入りますが、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

【館副会長】 皆さん、初めまして、私は江東区医師会の理事をしております館桂一郎と申します。今年度から江東区医師会の障害部門のほうで役職を賜りまして、今この場に就かせていただいております。ちょっと分からないこともたくさんあるのですけれども、皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 ありがとうございます。

続きまして、遊塚委員、一言御挨拶をお願いいたします。

【遊塚委員】 遊塚でございます。私は、ALSOKの特定子会社でありますALSOKビジネスサポート株式会社で代表をやらせていただいております。今回、

10月1日の異動でこの大役を仰せつかったものでございますので、勉強しながら、これから皆さんに御協力していきたくと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

【小林障害者施策課長】 遊塚委員、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、高山会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

## 議 事

【高山会長】 高山です。それでは、議事に入るのですが、その前に、会議の公開について事務局から御説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 会議の公開につきましては、一般傍聴として募集をいたしまして、本日の傍聴希望者は1名となっております。

また、当会議につきましては議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、御発言いただく際は、お名前をおっしゃっていただくよう御協力をお願いいたします。

議事録につきましては、作成後、ホームページやこうとう情報ステーションで公開する予定です。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございました。

もう一つ、議事に入る前に皆さんと確認をさせていただきたいことがありますので、御確認いただきたいと思います。

改めまして、本協議会の趣旨を確認させていただきます。この協議会は、江東区障害者計画及び江東区障害福祉計画、江東区障害児福祉計画の推進に関して、必要な事項を調査、検討することを目的として設置されている会議体です。会議の趣旨に沿った進行にぜひ御協力をいただきたいと思います。また、先ほど御案内にありましたとおり、終了時間は15時30分となっておりますので、どうぞ議事の運営に皆さん御協力をお願いいたします。

## 議事（1）団体説明会実施報告について

それでは、議事に入ります。

議事の1つ目です。団体説明会実施報告について、事務局から御説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 それでは、議事1、団体説明会の実施報告について御説明をいたします。

今年の6月27日に第1回推進協議会を開催した後、8月下旬に書面にて委員の皆様へ骨子案に係る意見照会をさせていただきました。こちらでいただいた御意見を一部反映させたものに基づきまして、9月6日に団体説明会を開催しております。

団体説明会の実施概要ですが、資料1を御覧ください。説明会は、9月6日午後3時から1時間程度、小松橋区民館で行っております。昨年度の実態調査の際、ヒアリングに御協力いただいた関係団体の皆様を中心にお声がけをいたしまして、26名の方に御参加いただきました。説明会は、前回の推進協議会と同様に、骨子案を基に御説明、その後に質疑応答という流れで進行いたしまして、参加者の方から多くの御意見をいただく貴重な場となりました。団体説明会において出していた御意見等につきましては、お手元の資料2にまとめております。こちらの資料に基づきまして、いただいた御意見の中から幾つか御説明をいたします。

まず、資料2、1ページの1番目の御意見になります。個別避難計画の策定、福祉避難所の設置についてということで、より具体的な目標を課題として掲げるべきであるという御意見をいただきました。

現在、本区では、地域防災計画の見直しに合わせまして、避難支援の担い手の確保とか、福祉避難所の在り方等、避難行動支援全般について、防災担当部署と福祉担当部署が連携の上、検討を進めているところですが、資料3、計画素案の中では103ページになりますが、基本目標5、安心して暮らすことのできる環境の整備の中の1、安全・安心な生活環境の確保という施策の中に、事業といたしまして、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新、そして福祉避難所の整備を掲載しているところでございます。

続きまして、同じく1ページの4番目の御意見になります。成年後見制度の見直しについてということで、国の成年後見制度の見直しが進められている中で、区における周知、利用促進の考えを知りたいという御意見をいただきました。

この御意見につきましては、同じくお配りしている資料3、計画素案の52ページになりますが、基本目標1、ともに支えあう地域社会の構築の中の2、相談・コミュニケーション支援の充実という施策の柱の中で、江東区成年後見制度利用促進計画に基づいて進めていく旨、記載させていただいております。

続きまして、今度は資料2の2ページになります。全体の6番目の御意見です。緊急一時保護の拡充についてということで、緊急一時保護は、現在は待ちとなることがある中、骨子案に入っていないという御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料3、計画素案の今度は72ページになりますが、基本目標2、自立した生活を支える支援の充実の中で、1、生活を支えるサービスの充実という施策の柱がございます。この中で事業として、緊急一時保護（施設利用）とヘルパー派遣等の区制度の両事業を掲載しております。また、今年の4月になりますが、開設いたしましたUp to You 塩浜 Livingにおきましても、短期入所枠のうち1床を緊急枠とさせていただいております。利用者の方々のニーズに応えられるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、資料2の3ページになります。全体で10番目の御意見です。コロナ禍を経た計画策定についてということで、「今回の計画に、コロナ禍を乗り越えた経験や工夫等を盛り込んだものが具体的にあるとよいと思う」という御意見をいただきました。コロナ禍を経て得た知見とか、それを踏まえた取組につきましては、事業ごとに様々であることから、具体的な内容をこちらの計画に記載していくのは難しい状況と考えておりますが、コロナ対策として実施した多くの取組のうち、コロナ後も活用できることにつきましては、各事業において今後も引き続き実施してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料2、3ページの全体12番目の御意見です。基本理念や施策展開についてということで、「情報コミュニケーションに困難を抱える当事者のアクセス手段の確保や情報バリアフリーの推進、意思表示や意思疎通の支援を充実する取組を組み込んでほしい」という御意見をいただきました。本区では、令和2年4月に手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例を施行し、障害者意思疎通支援事業に取り組んできたところですが、資料3、計画素案の中では、54ページから58ページになりますが、施策の柱の一つである相談・コミュニケーション支援の充実の中で、情報アクセシビリティの向上とか、意思疎通支援の充実、

こういった施策に取り組むこととしております。

説明は以上です。

**【高山会長】** 高山です。ありがとうございました。

ただいま事務局より、資料1、資料2を用いて、団体説明会の実施報告及び説明会での御意見について御説明をいただきました。皆さんから御意見、御質問等ございますでしょうか。

向井委員、お願いいたします。

**【向井委員】** 向井と申します。僕は富岡地区連合町会の会長をしているんですけども、地域において小学校の避難所運営に関して、こうした障害者の話が出てきたことを聞いたことがないような気もするんですね。区から派遣されてくる人たちもそれぞれ担当課から来た人たちであって、そういったことは届いていないんじゃないかなという気がします。各町の災害協力隊はいますけれども、その中でもこの問題はあまり含まれていないような気がして、もっと何かそういう積極的な働きかけというのが必要なのではないかなと、そんなことを思っって今手を挙げさせていただきました。

以上です。

**【高山会長】** ありがとうございました。御意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

何か事務局からございますか。

**【小林障害者施策課長】** 障害者施策課長です。先ほど御説明の中でも申し上げたとおり、現在本区では、障害のある方あるいは高齢者の方々も含めて、避難がきちんとできるようにということで、避難行動支援の全般について検討を進めているところです。検討を進めながら、いろいろなまちの方々に対する周知とか、それから昨年行った実態調査の中でも、障害者御自身でもなかなかこの避難に関する認識というか、避難行動計画、この辺りの周知というのが進んでいないという形の結果も出ていますので、その辺りもきちんと念頭に置きながら、きちんと周知を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

**【高山会長】** ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

では、団体説明会に関してはよろしいでしょうか。また、計画の中身については、この後、議事に上がっていますので、そこで御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

## **議事（２）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について**

【高山会長】 それでは、議事の２に移ってまいりたいと思います。障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 それでは、議事の２つ目、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）について御説明をいたします。

お手元の資料３を御覧ください。先ほども触れたとおり、非常にボリュームの多い資料になってございます。ちょっと私からの説明も長くなる部分もあるかと思っておりますけれども、御了承いただければと思います。

まず、資料をおめくりいただきまして、目次となります。第１章、計画策定の基本的考え方、第２章、本区の障害のある人を取り巻く状況と課題、そして、おめくりいただきまして、次が第３章、計画の基本理念・基本目標、ここまでの計画策定の趣旨とか、江東区の障害者福祉に関する現状、施策の体系等となってございまして、骨子案として８月までに皆様にお示ししたものとなっております。ここから先につきまして、今回この協議会にて新たにお示しするものとなります。

まず、第４章が、障害者福祉施策の方向と展開ということで、江東区障害者計画として位置づけられるものとなりまして、計画期間の令和６年度から令和１１年度までの６年間に実施する施策や事業を示しております。

次の第５章の目標値とサービス見込みは、第７期江東区障害福祉計画として位置づけられるものとなります。第６章の目標値とサービス見込みは、第３期江東区障害児福祉計画として位置づけられるものとなります。この第５章、第６章では、それぞれのサービス量を見込むこととなっております。

次の第７章の計画の推進に向けては、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の全てに係る項目といたしまして、各計画を推進するための取組を示すものとなっております。

それでは、第４章以降の内容について御説明をいたします。お手元の資料の４２

ページをお開きください。

まず、基本目標の1つ目、ともに支えあう地域社会の構築となります。タイトルのすぐ下、背景を青色にした部分に、基本目標ごとに目指す姿を文章にて記載しております。また、その下になりますが、今回の計画から基本目標ごとの成果指標を設定することといたしました。この指標につきましては、全て昨年実施いたしました障害者実態調査の調査項目に基づいて設定しておりまして、この目標値につきましては、6年後の次の計画策定時に併せて実施予定である実態調査の結果として、目指すべき数値を想定して記載しております。

まず、この最初の基本目標1の成果指標ですが、江東区に住み続けたいと思う人の割合といたしまして、目標値は90%としております。

続いて43ページを御覧ください。今回の計画では、基本目標ごとに2つずつ施策の柱を設けておりまして、この基本目標に対する施策の柱、1つ目が、共生の基盤づくりの推進となります。まず施策の方向性を示した後、次の44ページ以降、各施策に基づく本区の各事業を一覧表にて事業計画という形で落とし込んでおります。

各事業につきましては、現計画から引き続き実施する事業、現計画の計画期間中に新規で実施を始めた事業等、各所管課と調整の上、この一覧表を作成しております。この掲載している事業につきましては、全体で200を超える数になってございまして、各事業についての詳細な御説明は割愛させていただきたいと思っております。

施策の柱の1つ目の共生の基盤づくりの推進につきましては、まずその中の施策として1つ目、障害理解の促進というものを設けまして、これに基づく事業を44、45ページに、障害者施策等の啓発・広報と、障害者施策等について学ぶ場の設置、この2つに分けて記載しております。事業といたしましては、障害者週間等における啓発・広報活動の推進とか、障害者福祉大会の開催といったものがございます。

そして、施策の2つ目になります障害理解のための教育の充実、こちらの事業は46、47ページに記載のとおりとなりまして、障害福祉部以外の所管課の事業を多く記載しております。

続いて、施策の3つ目、地域の支えあいの推進における事業を48、49ページに、こちらも地域の支えあい活動の構築と、ボランティアの養成・活動の促進の2つに分けて記載しております。こちらの事業の中には、今年度から開始している地

域拠点事業等、現計画にはなかった社会福祉協議会の事業も落とし込んでおります。障害者理解の促進あるいは教育の充実、そして地域の支えあいの推進に取り組んでいくことで、共生社会の基盤づくりを進めていきたいと考えてございます。

続いて、基本目標1の施策の柱の2つ目になります、相談・コミュニケーション支援の充実についてです。まず施策の1つ目、相談支援及び権利擁護体制の充実における事業を51から53ページに、身近な相談支援の充実と、権利擁護体制の充実に分けて記載しております。障害者虐待防止センターとか、障害を理由とする差別の相談、成年後見制度利用支援等の事業がございまして。

施策の2つ目といたしまして、情報アクセシビリティの向上の事業につきましては、54から57ページに、情報提供の充実と、情報通信機器の活用促進、この2つに分けて記載しております。情報提供の充実の中では、視覚障害者対象サービスと、聴覚障害者対象サービスに分けて事業を記載しております。

施策の3つ目です。意思疎通支援の充実における事業は58ページとなりまして、今年度から事業を開始いたします失語症者向け意思疎通支援者派遣事業といった事業を記載しております。相談支援体制等の充実、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実といったことに取り組んでいくことで、相談・コミュニケーション支援を充実させていきたいと考えてございます。

続きまして、59ページをお開きください。今度は基本目標の2つ目、自立した生活を支える支援の充実になります。こちら基本目標2の成果指標は、利用している福祉サービスの満足度といたしまして、目標値を45%としております。

お隣の60ページを御覧ください。基本目標2の施策の柱の1つ目を、生活を支えるサービスの充実といたしまして、日常生活の支援の充実、経済的な支援の充実、家族・介護者支援の充実、福祉サービスの質の向上、この4つの施策を設けております。

まず1つ目の日常生活の支援の充実ですが、こちらはさらに、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、移動に関わる支援、福祉用具、以上の5つのカテゴリーに分けて61から67ページに記載しております。

大変申し訳ありません。ここで1点訂正をさせていただきたいと思っております。63ページに記載がございまして事業のNo.74、障害者通所支援施設管理運営事業、こちらの施設数が黒丸という形になってございまして、正しくは5施設となります。

大変申し訳ございません。

続きまして、施策の2つ目、経済的な支援の充実につきましても、手当の給付、年金等の給付、利用者負担の軽減、この3つのカテゴリーに分けて68から71ページに記載しております。

施策の3つ目、家族・介護者支援の充実では、レスパイト等の事業につきまして72、73ページに記載しております。

施策の4つ目になります福祉サービスの質の向上につきましては、指導検査の実施とか、各種協議会の設置等といった事業につきまして74、75ページに記載しております。生活・経済両面からの支援や、家族等介護者の支援の充実、またサービスの質の向上に取り組んでいくことで、障害者の方の生活を支えるサービスを充実させていきたいと考えてございます。

続きまして、施策の柱の2つ目になります保健・医療の充実についてです。まず施策の1つ目、保健サービスの充実における事業を77、78ページに、障害者の健康に関する相談及び機能訓練の充実と、中高年者に対する予防健診などの充実、こちらの2つに分けて、相談、診査、健診等に係る事業について記載しております。

施策の2つ目の医療サービスの充実に係る医療費の助成といった事業につきましては、79ページに記載しております。日々の生活の質の向上のため、保健・医療サービスの充実に取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、80ページをお開きください。続いてが基本目標の3つ目、就労と社会参加の推進になります。基本目標3の成果指標は、休日以外に、会社等で正社員、またはアルバイト・契約社員、自宅で働いている人の割合といたしまして、目標値を40%としております。

81ページを御覧ください。基本目標3の施策の柱の1つ目を雇用・就労の促進といたしまして、その施策の1つ目、就労支援の充実に関する就労移行や継続、定着に係る支援事業等を82、83ページに、施策の2つ目となります就労等の活躍の場の拡大に関する障害者就労、生活支援センター等の事業を84ページに記載しております。引き続き、障害者の一般就労への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図るとともに、障害者就労に係る理解増進に向け、関係機関とも連携の上、障害者の雇用・就労の促進に努めていきたいと考えてございます。

続いて、基本目標3の施策の柱の2つ目になります、地域における社会参加の充

実についてです。施策の1つ目、文化芸術・余暇活動の充実に関する事業を86、87ページに、施策の2つ目、スポーツ活動の充実に関する事業を88ページに記載しております。地域の様々な活動に参加するということは、その人にとって地域における居場所があるということにもつながることから、引き続き、障害特性とか、その方の希望に応じた多様な余暇活動等の場あるいは機会といったものの創出等の取組を進めていきたいと考えてございます。

次に、89ページをお開きください。続いての基本目標4、配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実になります。基本目標4の成果指標につきましては、障害児調査における障害者支援施策の満足度といたしまして、目標値を65%としております。

90ページを御覧ください。基本目標4の施策の柱の1つ目を、ニーズを踏まえた支援の充実といたしまして、その施策の1つ目、障害の早期発見・早期支援の充実に関する健康診査とか相談の事業といったものにつきまして91、92ページに、施策の2つ目、障害特性に応じた支援体制の充実に関するこども発達センターや医療的ケア児に係る取組を93、94ページに記載しております。障害児支援サービスの利用者が増加傾向にある中、障害のある子供がそれぞれのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、基本目標4の施策の柱の2つ目になります、ライフステージに応じた支援の充実ということで、こちらの施策の1つ目が、療育・保育・就学前教育の充実、こちらに関する事業を96ページに、施策の2つ目、インクルーシブ教育の推進に関する事業を97、98ページに、そして施策の3つ目になります、放課後の居場所づくりの推進に関する事業を99ページに記載しております。引き続き、障害のある子供に対する成長過程に応じた良質かつ適切なサービスの提供を進めるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進してまいります。

続きまして、100ページをお開きください。基本目標最後の5つ目になります、安心して暮らすことのできる環境の整備です。基本目標5の成果指標は、江東区が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合といたしまして、目標値を90%としております。

101ページを御覧ください。基本目標5の施策の柱の1つ目を、安全・安心な生活環境の確保といたしまして、施策、防災・防犯対策の推進に関する事業を10

2、103ページに記載をしております。議事1の中でも御説明いたしましたが、現在、本区では、地域防災計画の見直しに合わせて、避難支援の担い手の確保とか、福祉避難所の在り方等、避難行動支援全般について検討を進めておりまして、避難支援を行う体制づくりのほか、避難所の運営体制などの課題解決に取り組んでまいります。

続きまして、施策の柱の2つ目になります、やさしいまちづくりの推進についてです。施策、ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進に関する事業を105ページに記載しております。引き続き、ソフトとハード両面にわたるやさしいまちづくりを推進していきます。

以上が第4章となります。基本的には、計画策定のたびに障害者施策の方向性あるいは内容というものが大きく変わるものではないことから、基本理念から始まる施策の体系、それから各施策とも現在の計画を踏まえたものとなっておりますが、それぞれの施策に基づく事業を着実に進めていきたいと考えてございます。

続きまして、106ページを御覧ください。第5章、第7期江東区障害福祉計画として位置づけられる目標値とサービス見込みになりますが、大変申し訳ございませんが、令和6年度からの3か年の目標値の調整が完了しておらず、本日は現段階の実績値の報告までとなっていることから、資料につきましては調整中という形で御提示しております。目標値あるいはそれに基づく確保方策といったものを落とし込んだものにつきまして、来月の中旬をめどに委員の皆様にお送りいたします。お忙しいところ、大変恐縮ですが、内容を御確認いただき、御意見等をいただければ幸いです。いただいた御意見等を踏まえまして、この後、別の議事で御説明いたしますパブリックコメントの手続に入りたいと考えてございます。

まず第5章、ページをおめくりいただきまして、107ページになります。ここから114ページまでが令和8年度の成果目標の設定についてになります。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保していくため、本区における実績や実情を踏まえて、国の基本指針に沿って、施設入所者の地域生活への移行等、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質の向上、以上の6項目について成果目標の設定を行ってまいります。

次に、115ページからが、サービス必要量の見込みと確保のための方策につい

てになります。

まず（１）訪問系サービスで、居宅介護、重度訪問介護等５種類のサービスがございまして、１１６ページにこれまでの実績を記載しております。

１１８ページからが（２）日中活動系サービスとなっております、生活介護、自立訓練等８種類のサービスがあり、それぞれにこれまでの実績を記載しております。

１２０ページの③就労選択支援ですが、こちらは第７期の計画から始まる新たなサービスになるため、今回の計画策定時における見込み量の設定は行いませんが、関係機関等と連携しながら、ニーズ把握の方法や実施内容等について検討・実施してまいります。

続きまして、少し飛んで、１２９ページからが（３）居住系サービスとなっております。自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の３種類のサービスがございまして、それぞれにこれまでの実績を記載しております。

その後、１３２ページからが（４）相談支援となっております。計画相談支援、地域相談支援の２種類のサービスがございます。

続きまして、１３５ページからが、地域生活支援事業に関する事項についてになります。こちらでは、区が実施いたします地域生活支援事業について、実施する事業の内容、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、事業の見込み量確保の方策などを定めてまいります。

実施する事業ですが、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業等１０の事業のほか、その他の事業といたしまして、訪問入浴サービス事業等を掲載しております。

繰り返して大変恐縮ですが、目標値や確保方策等を落とし込んだものを来月の中旬をめどに皆様にお送りいたしますので、内容を御確認いただき、御意見をいただければ幸いです。

続きまして、１５０ページを御覧ください。第６章、第３期江東区障害児福祉計画として位置づけられる目標値とサービス見込みになりますが、こちらも先ほどの第５章と同様、大変申し訳ございませんが、調整中という形で御提示しております。

ページをおめくりいただき、１５１ページになります。令和８年度の成果目標の設定について、障害児通所支援等の提供体制を確保していくため、本区における実

績や実情を踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標の設定を行ってまいります。

153ページからが、サービス必要量の見込みと確保のための方策についてになります。

まず(1)が障害児通所支援となっております、児童発達支援、医療型児童発達支援等、5つの事業がございます。それぞれ、これまでの実績について記載しております。

続いて159ページ、こちらが(2)障害児相談支援となりまして、これまでの実績を記載しております。

こちらの第6章につきましても、目標値や確保方策等を落とし込んだものを来月の中旬をめどに委員の皆様にお送りいたします。内容を御確認いただければ幸いです。いただいた御意見等を踏まえ、この後御説明いたしますパブリックコメントの手続に入ります。

最後になります。160ページ、第7章、計画の推進に向けてになります。行政等の体制の整備、連携の推進、計画の進行管理と評価という形で、実効性のある取組の推進に努めてまいります。

この第7章の後に、資料といたしまして、計画策定に係る審議経過あるいはパブリックコメントの実施経過等を掲載していく予定となっております。

大変長くなりましたが、説明は以上となります。

**【高山会長】** 高山です。御説明ありがとうございました。大変分量の多い資料で、今見て御意見というのはなかなか難しいかもしれませんが、皆さんのほうから気づいた点、御意見、御質問等をお聞きしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

杉田委員ですか、お願いいたします。

**【杉田委員】** 区民委員の杉田です。今御説明いただいた事項の中で、数値目標に関わることで質問させてください。御覧のとおり、私は視覚障害者ですので、御説明いただいている事項の記載が読めませんので、ちょっと的外れなことを申し上げた場合には、御指摘の上、御勘弁ください。

今御説明いただいた範囲で、私の認識として教えていただきたいことが2点ございます。まず、数値目標の一つが満足度45%という数字、それからもう一つが就労の数値目標で40%という数字、この2つの数字について、それぞれ共通に2つ

の質問があります。

1つ目の質問については、45%なり40%の数値目標の立て方について教えてください。推測しますに、実績から実施可能な数値目標を立てられているのかなとは思っているのですけれども、何分勉強不足で、その辺のルールを存じ上げていないものですから、数値目標の立て方を教えていただきたい。これが1点です。

それから、2点目については、満足度45%、それから就労40%の数値目標ということは、逆に申せば、55%の不満足、それから60%の不就労ということがどうなるのかなと、ここについての行政としてのお考えを知りたく存じます。

以上です。

**【高山会長】** 高山です。ありがとうございました。

では、事務局から、よろしいですか。お願いいたします。

**【小林障害者施策課長】** 御質問ありがとうございます。障害者施策課長です。

私からは、まず満足度の45%のほうの御説明をさせていただきます。こちらにつきましても、御説明でお話をさせていただいたとおり、今回の基本目標に対する成果指標は全て、計画策定に当たって実施した実態調査の項目を基に算出しております。満足度の45%のところにつきましても、今回の計画を策定するに当たり実施した調査結果で、障害者に対する御質問の結果、それから障害児に対する保護者の方になりますけれども、御質問をした結果、これを合わせますと、今回、36%の方が「満足」という御回答をいただいています。逆に、この1つ前の段階、昨年よりも前の段階で調査した数字というのが、同じく障害者の方、それから障害児の方、それぞれの回答を合わせた結果が30.5%という形になっております。ある種、ちょっと単純という形になってしまっていて申し訳ないのですけれども、この差が6%ということで、調査と調査の間で6%増えてきたというのが実態としてつかめた。もちろん、これからどんどん上げていかなければいけないという中で、6%上げていくということクリアしていかなければいけない。プラスの上積みということで、45%という形で設定させていただいたというのが、45%の理由となっております。

それから、御指摘いただいているとおり、たとえ45%の方に「満足」という御回答をいただいたとしても、55%の方につきましても何がしか不満という形になります。障害のある方は、その障害特性に応じて、それから個々の状態に応じて、

取り巻く環境というのは様々な状況であることから、一緒くたに本当にすぐ100%にできるというところではないんですけれども、同じく実施している実態調査の中などで、どういったところに御不安があるのか、その辺りも併せて確認をしながら、よりよい施策につなげていきたいと考えてございます。

【杉田委員】 ありがとうございます。

【高山会長】 お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。私のほうからは、基本目標3の就労と社会参加の推進に係る成果指標についてお答えいたします。

まず、1点目の40%という目標値について、どのような形で立てられたかという御質問かと思えますけれども、今後の障害者の方の就労については、影響が大きいものが2点あると考えてございまして、まず1点目が、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられますので、これが大きい影響の一つになるのかなど。もう1点が、障害福祉サービスの新しいサービスである就労選択支援というサービスが今後、令和7年度以降、開始されるんですけれども、そういった影響があるというのは分かるんですけれども、その内容についてはまだ国のほうで協議中という部分もありまして、そこの影響はちょっと見られないのかなというところで、基本的には、40%につきましては、法定雇用率の関係でこの40%を作っていると。具体的に申し上げますと、現在、法定雇用率は2.3%となっております、これが令和8年度には2.7%になる。この状況から、割合としては現状34.1%が40%になるのではないかと見込んでいるところでございます。

それと、2点目の御質問の残りの方については、お仕事をしていないのではないかとこのところなんですけれども、実態調査では、お仕事に関する調査というよりも、日中活動をどうしているのですかという調査からこの成果指標を引っ張っております、現状34.1%の方については、日中何かしらの形でお仕事をされている。ほかの方につきましては、例えば就労移行支援事業所に通っていたりとか、生活介護事業所に通っていたりとか、あと、中には家事とか育児をしている方の割合も9.4%ぐらいありまして、それらの全ての方について、お仕事をされるということよりも、日中活動の中でお仕事をされている割合というものを今後取り組んでいって、40%にまで引き上げていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉田委員】 ありがとうございます。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

杉田委員、よろしかったでしょうか。

【杉田委員】 では1点だけ。

【高山会長】 はい。ありがとうございます。

【杉田委員】 御説明ありがとうございました。

一つお願い事項として、障害者の立場で申し上げますと、今、支援課長さんから御説明いただいた後段の部分についてのお願いなんですけれども、日中、例えば家事・育児をなされている方、それからいろいろな教育活動なり文化活動をされている方は多くいらっしゃるって、結果としての数字というところの実績把握ができると思います。それは御説明のとおりだと思います。反面、障害者自身の就労意欲、就労意思とのデータリンク、こちらの把握についても御検討いただければと思います。働きたくても働けないという人間はどこまでいるのか、そこについても、より御検討いただければと思います。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

その意向については、調査項目にございましたでしょうか。お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。就労意欲の話なんですけれども、例えば、今後就労している方が仕事を続けていきたいのかとか、転職を希望するとか、例えば、どんなことがあれば就職できるのかとか、そういったことについても実態調査の中で調査しておりまして、この辺も踏まえながら施策のほうは取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

【杉田委員】 ありがとうございました。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

杉田委員もよろしかったでしょうか。

【杉田委員】 はい。ありがとうございます。

【高山会長】 ありがとうございます。

平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松と申しますが、今の杉田委員の御質問に関

連してですけれども、特に就労に関してですが、法定雇用率が変わる、それから選択支援という新しいものが出てきたと。何で出てきたかということを考えますと、これまでの障害者の就労支援で、一般企業への就労というのは法定雇用率で、それをやらないとある意味で違約金みたいなものを取られるなということで、特に企業のほうは特例子会社をつかって、そこに障害者を集めて、そこで単純作業をしてもらって、最賃を保障いたしますよという形、つまり取りあえずそういう場所は提供いたしますよというところがかなり増えた。

一方で、それを支援する側で、移行支援も、多くの移行支援の事業所は、全てとは言いませんが、そういう企業と結びついて、そこに送り出すという形のところがあるんです。最初から、例えば週に3日通所しない人は受け入れませんということにしているところは結構あります。そこで一通りの訓練をして、そういう人はこの会社に入れますとなっているんですね。それで本当にいいのかということ非常に疑問に思っております。その人にとって望ましい就労の場というのはどういうところなのかということではなくて、ある意味で選択肢はなくて、この会社に就労できますよという形になっているところが結構ある。多分その反省があって選択支援ということになったんだろうと思うんですけれども、それでうまくいくのかなということは一ツ気になっております。

本来は、地域で共生社会をつくっていくと考えると、地域の中で働ける場がある。そこで地域の中で自分が、役割とか、働いて地域の人役に立つ。そういうことを目指していくとすると、一人一人全部違うんだろうと思っているんです。実は、御存じだとは思いますが、IPSという、アメリカから始まったんですけれども、まずその個人に合った場所を探してそこで支援するんだという考えですね。そうすると、一人一人全部違うんです。

逆に、日本の場合は、本人がどういう仕事を望んでいるか、どういうところで働きたいかということではなくて、一定の就労支援・移行支援のプログラムが決まっていて、一通りのトレーニングをして、「はい、ここに行きなさい」という形になっている。ということで、そこを本当にこれでいいのかというのはもうずっと前から疑問に思っているんですけれども、選択支援が、では本当に一人一人が自分の望むような、適した就労ができるように今後なっていくかどうかというのも、まだ具体的にないで分らないんですけれども、もう少し、単に数だけで、多

分、満足度は上がらないと思うんですね。行っても単純作業だけをやっている、あとは何をしてもいいよみたいな、そういうところはまだまだあります。だから、もう少し一人一人の障害者当事者の希望に基づいた働く場所をどう地域の中につくっていくかという、そういう発想転換をしないと難しいだろうと。

これは今就労について言っていますけれども、共生社会ということ考えたときには、就労だけではなくて生活も含めて、そういう発想が必要になるのかなとは思っておりまして、具体的に今のやり方で実績を少しずつ上げていくというやり方でいいのかなということについて、率直に今思っているという意見でございます。

【高山会長】 ありがとうございます。平松委員、御意見ということでよろしいでしょうか。

【平松委員】 はい。

【高山会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】 区民委員の加藤です。私からは2点ありまして、1つは、細かいというか、意見なんですけれども、先ほど杉田委員がおっしゃっていたのと同じところでして、59ページの基本目標2と80ページの基本目標3についての成果指標の現状が想像以上に低過ぎるのと、目標が現実的なところで引いたんだろうなという印象を勝手に持ったんですが、ちょっとやはり目標値も低いなという。できないと意味がないというのは分かるんですけれども、この基本目標2も3も、うちの家族がすごくこれから関わってくる部分でもあるので、当事者としては、この低さは残念だなというところが正直な感想です。なので、大変なのは分かるんですが、その現実的なラインというところと、本来どうあるべきかというところの乖離が少しずつ狭まっていくといいなと思いました。

2点目なんですけれども、99ページの放課後等デイサービスについての部分でちょっと気になる記載がありまして、ここが、言葉の意味を確認したいというところと、これでいいのかなと疑問に感じたのですが、ここ辺りの記載がずっと続いているんですけれども、現状と今後の方向性というところで、今後の方向性が「継続」という記載がとても多いんです。この「継続」というのが、現状維持もしくはそれ以上をちょっと目指すぐらいのイメージなのかなと私は思っていたんですけれども、93ページを見ますと「充実」という言葉が出てきたんです。ということは、より

上を目指すのが充実なのかなと。ということは、「継続」は、もしかしたらあまりでこ入れはせず、維持できればいいかなぐらいなのかなと。

私は99ページの186番がちょっと気になったんですけども、放課後等デイサービスのサービス量について、こちらは「継続」になっているんですが、現状だと、私の身の回りで実際に事業者の方から聞いている話だと、報酬単価の改正があって、児童発達支援事業のほうが今単価が高いので、そちらのほうにシフトしていったら、放課後等デイサービスと並行して事業をやっている会社については、放課後等デイサービスを縮小していっているところが実際にあるんです、区内で。でも、事業判断としては仕方がないと思うんですけども、単価によって提供するサービス量が区内で増減があったりしても、実際にサービスを利用したいと望んでいる方は結構多くて、入れない方も出てくるので、この辺りが単に「継続」というところがどういう意味合いなのか、どれぐらいサポートしていこう、見守っていこうというスタンスなのかなというところがちょっと気になりました。

以上です。

【高山会長】 高山です。御質問等幾つかございました。ありがとうございます。事務局からよろしいですか、順番に。お願いいたします。

【佐久間障害者支援課長】 障害者支援課長です。放課後等デイサービスの考え方ということで、この今後の方向性で「充実」とか「継続」となっている部分につきましては、特に今分かっている範囲でできることがあると明確になっているものについては「充実」という表現にさせていただいて、「継続」になっているものは、これはあくまで事業をきちんと継続していくんだという形の表現になってございます。

今、委員のほうから、放課後等デイサービスから児童発達支援のほうにシフトしていくと聞いているというお話があったんですけども、その辺については状況確認はできていないんですけども、区としましては、この放課後等デイサービスにつきましては、非常に重要なサービスだと思っていますので、引き続き継続していくんですけども、併せて99ページの上のほうで(3)の説明のところで、2行目の「また」以降、「放課後等デイサービス」の拡充を図るという形でうたわせていただいていますので、これに従って進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【高山会長】 続けてお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長、小林です。障害者施策課のほうには、民間の事業者さんが、例えばそういったサービスを始めたいというときに窓口に来られて、いろいろ御相談をさせていただく機会があります。今御指摘いただいたような状況というのが区内にあるということは私としても認識していますので、江東区のニーズがどういうものなのかというのはきちんと事業者さんにはお伝えして、新たな開設とか、そういうことを考えていらっしゃる方には丁寧に御理解いただくように、これからも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。加藤委員、よろしかったでしょうか。

目標値について、改めて加藤委員からも御意見がございました。先ほどの事務局からの応答では、かなり現実を見据えた堅実な数値でということだったと思いますけれども、やはり考え方ですね。そうは言っても、なかなか到達は難しくても、あるべき姿を目指すのが目標値ではないかというのは一つの考え方として、加藤委員のような御意見の方もいらっしゃると思いますので、そこは一応事務局としては根拠を持って設定はしているけれども、どういう目標値とするのかというのはちょっと御検討いただいても、先ほど杉田委員からも御意見があったところですので、再度御検討いただいてもいい項目なのかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。平松委員、お願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、ずっと40年間、江東区の福祉行政を見てきていて、随分、昔に比べればいろいろなことをやっていただいているというのは実感しておりますが、でも実態はまだまだ不十分なところが多いと。行政としてやるべきことをきちんとやっていただきたいんですけども、何でも、あれもやってくれ、これもやってくれと、今回だけでもこれだけ膨大ないろいろな事業がたくさんあるわけですね。それがどんどん増えていくという形でうまくいくのかなというと、多分難しいだろうと。

もう一方で、共生社会という考え方で、障害の有無にかかわらず、地域で生活している人たちお互いが助け合って、地域づくり、共生社会をつくっていくという視

点をもっと今後重視していかないと難しいかなと思うんです。

そうすると、我々は、私どもの法人でも、そういう地域のいろいろな団体との連携を今工夫していろいろやり始めているところです。高齢者も、児童も、それから全然関係ない町会だ、商店街だ、いろいろなところとです。そういう点が行政としてもまだどうしても縦割りになっているところが多い。

前回でしたか、地域ケア推進課長にお伺いして、一番体制が整っている区内に長寿サポートセンターが全部ありますから、そこで、高齢者に限定すると決められていませんので、「など」になっているので、「そういうところで、高齢者だけでなく、そういう精神であれ何であれ、地域の課題をそこで担っていくということはどうなんですか」と質問したら、「そうやって広げていくときりがない。全部入ってくる。だから、むしろそれよりも高齢者だけに限定するような方向も今考えている」というお答えがあったんですけども、その後どうなったか分かりませんが、それはそれとして、国のほうは、重層的支援整備事業というものをもう何年前に出していますよね。それは、これまでのそういう縦割りでやってきたことだと不十分であるし、それだけ実は予算も余分にかかる。むしろ、縦割りではなくて、横がつながってという方向で共生社会をつくっていくんだと。そうすると、やはり地域の力をいかに結集するかということが重視されると思うんです。そういう点で、この江東区の障害福祉計画のこれまでのものをずっと見てみても、そういう視点がどうしてもまだまだ弱いのではないかなと。

ということで、御質問としては、いわゆる共生社会をつくっていくためには、そういう重層的支援体制を整備していくということについて、江東区としてどうお考えなのかということをお聞かせいただきたいということです。

**【高山会長】** 高山です。ありがとうございました。

では、今のは御質問ということになりますでしょうか。お願いいたします。

**【小林障害者施策課長】** 障害者施策課長です。何回か御説明はさせていただいている内容で、繰り返しで大変申し訳ないんですけども、区としても、やっと地域福祉計画のほうの策定はいたしました。こちらは、いわゆる高齢、障害、それから子供等の福祉の各分野に共通する地域福祉を推進していくための基本的な指針ということで策定しております。こちらの計画に基づいて、いわゆる公的な支援、それから地域の支えあいによる支援というのが重層的に機能していくような、そうい

った支援体制の構築を推進していきたいと考えているところです。

こちらの計画の策定に合わせて、関係部署が集まって、いわゆる縦割りではなくて横串を刺していく、そういう検討体制のほうは庁内で構築したところでありますので、なかなかすぐに今までいただいたような御意見といったものを実現していくというのは難しい部分はあるかと思えますけれども、なるべく多くの地域の方々の御協力をいただきながら、そういった支援体制の構築を目指していきたいなどは考えてございます。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

平松委員、よろしかったでしょうか。もし、平松委員、具体的にこの計画のどこに対してこのようにということがあると、今、計画について素案を出していただいたの議論かと思えますので、何か具体的にここの部分でということがあれば御意見をいただきたいと思えますが、いかがですか。

【平松委員】 社協の体制が変わりまして、既にそういう動きをもう始めていますよね、御存じだと思いますけれども。それから、地域の中で、さっきも申しましたように、そういう主に障害ということに限定せず、いろいろな団体との連携とか取組が今広がってきつつあるということがあられるわけです。ですから、そういうことをもっと区としても、連携してとか、協力してとか、そういう体制を早急につくっていくのが必要ではないかなと。

社協が一つやっている、今1か所、2か所目がもうできましたかね。それは4か所つくる予定ですか。それから、例えば地域ケア推進課は4圏域での会議をやっている。だったら、まずその辺が一緒になってそこの地域課題に取り組む、そこにいろいろな団体にも参加してもらおうということを積極的にやっていただくということが必要ではないかなと。

この間は、地域ケア推進課は高齢だけに限ろうかというお話もあったので、「いやいや、それは時代逆行でしょう」と。ぜひそういう形で、それぞれの地域ごとに、そこに住んでいる方、そこで働いている方、そこで活動している団体とか、そういうところを結集するということが必要ではないかなと。社協の取組は始まっていますけれども、まだ本当に地域課題とは何だろうねというところからようやく始まったという段階なので、その辺はもっと社協と区と、あと地域の住民や団体と、その

辺が連携して始めるいい機会だと思っておりますので、ぜひお願いしたいなと思っております。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

では、御意見ということで伺って……。事務局のほうから何かございますか。お願いいたします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。今、平松委員から御指摘いただきました社会福祉協議会の取組につきましては、現在の計画の書き込みはなかったところなんですけれども、今御提示させていただいている素案の中で、地域の支えあいの推進という施策がございます。こちらの中に、地域拠点事業の件とか、あるいは実施しているふれあいきいきサロン事業とか、こういったものは事業として記載させていただいているので、それぞれの拠点、それぞれのサロンでいろいろなやり方を手探りしながらやっているところかとは思いますが、少しずつ地域の中のそういう支援体制の構築に向けて区としても取組は進めていきたいと考えてございます。

以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。48ページのところですかね。ありがとうございます。

ほか、御意見はいかがでしょうか。中村委員、お願いいたします。

【中村委員】 ゆめグループ福祉会の中村と申します。第5章の第7期江東区障害福祉計画の目標値とサービスの見込みの136ページに基幹相談支援センター等機能強化事業とありますけれども、令和7年に設置される予定と思っておりますが、「一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置」とあります。うちの法人でも相談支援事業をやっているんですけれども、報酬が低過ぎて正規の職員を雇えないので、パートの方を2名、それでもやり切れないぐらいの量で、いまだにセルフプランの方も数多くいらっしゃるという課題に直面しているんですけれども、江東区のこの障害者の多さから考えて、相談支援事業所が足りないんじゃないかと痛感している中で、何名ぐらいのスタッフをお考えなのかなということと、一般的な相談支援事業はやらないのではないかとちょっとおわりに聞いていたんですが、おやりになるということでよろしいのでしょうか。

【高山会長】 事務局、お願いいたします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。基幹相談支援センターに関する御質問ということで、こちらは記載のとおり、令和7年度中に開設を目指すということで、今年度から、自立支援協議会の専門部会の皆さんにも委員になっていただくという形でワーキンググループを立ち上げて、検討を始めているところです。現段階ではまだ、例えば運営方式、直営でやるのか、あるいは委託でやるのか、そういったことも固まっていない状況で、やらなければいけないことは多分多くある中で、では現実としてどこまでやれるのかというのをこれから精査していきたいと考えている状況ですので、今御質問いただいたような具体的な人数とか、あといわゆるその事業をやっていく範囲ということにつきましては、ちょっとこれからさらにワーキンググループの皆さんのお知恵を借りまして、内容として詰めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【中村委員】 ありがとうございます。より充実した基幹相談支援センターができることを本当に心より望んでおりますので、よろしく願いいたします。

【高山会長】 高山です。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。いかがですかと言っておきながら、読み切れない中での質問、意見になるかと思えますけれども、どうでしょうか。

では、私から一つ、よろしいですか。105ページのところなんです。基本目標5、安心して暮らすことのできる環境の整備の中のやさしいまちづくりの推進のユニバーサルデザインとバリアフリーの推進のところなんです。この206の事業のところ、選挙における投票所仮設スロープ等のことで物理的な環境のことは書かれていると思うんですけれども、障害のある方の投票環境の整備ということについては、この物理的な環境以外に何かお考え、あるいはその計画の中に入れていくということはないでしょうかということなんです。つまり、皆さん御存じかもしれませんが、狛江市が障害のある方の投票について調査をされていて、障害のある方の投票率が低いということで、それは環境整備のことが大きいのではないかとということで、様々に工夫して実施しておられる自治体の一つだと思います。

あと総務省のほうでも、障害のある方の投票の支援の具体的な例など、代理投票も含めて示しておられるんですけれども、なかなか自治体の中で取り組んでおられるところが少ないということで、もちろんこの物理的な整備としての投票環境の整

備はあると思うんですけども、もっとソフト面の投票行動への支援みたいなものは、お考えはないかどうかですね。ですから、そうなるともう必ずしもユニバーサルデザインとかということだけではなくて、ソフト面のバリアフリーということになっていくかなとは思うんですけども、もし御検討いただけるのであれば、もうちょっと範囲を広めていただくことが必要かなと思った次第です。

すみません、事務局、お願いいたします。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。ハードになるのか、ソフトになるのかというところですけども、例えば、私とかも従事している投票所ですと、いわゆる点筆とか、こういったものも整備されていたり、あるいはその投票の記載台も車椅子の方に御対応できるように低いものがあったりとか、そういった対応はさせていただいている状況かなと思います。こちらは、ちょっと所管課のほうに確認をいたしまして、これはプラスアルファでもう少し何か書けるような取組があるようであれば、記載を追加させていただきたいと考えてございます。

以上です。

【高山会長】 高山です。御回答ありがとうございました。

かなり時間が押してまいりました。すみません。次、そのパブリックコメントについての御説明等もありますので、会議の冒頭、御意見については意見シートもありますと言っていたいておりますので、できましたらこの意見シートのほうでこの後の御意見についてはいただきたいと思っておりますが、どうしてもこの席上でぜひという御意見があればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。ですので、できるだけ時間がたたないうちに意見シートで書いていただいて御意見をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

すみません。ちょっと議事を急いでしまって、申し訳ございません。

### 議事（3）計画素案に対するパブリックコメント等の実施について

【高山会長】 それでは、議事の3、計画素案に対するパブリックコメントの実施について、こちらの御説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

【小林障害者施策課長】 それでは、議事の3番目になります。計画素案に対するパブリックコメント等の実施について、こちらの御説明をいたします。お手元の

資料4を御覧ください。

まず、1の実施期間になりますが、令和5年12月1日から同月22日までとなります。

2、実施方法ですが、令和5年12月1日号の区報に合わせましてパブリックコメント特集号を発行する予定でございます。併せて、区のホームページに全文を掲載いたします。こちらのパブリックコメント特集号につきましては、QRコードを併せて印刷させていただいて、そこからリンクでホームページのほうに飛ぶようにさせていただきたいということで予定しております。

また、それと並行いたしまして、区民説明会を開催いたします。スケジュールといたしましては、12月12日から20日までの間、合計4回実施する予定となっております。

会場につきましては、江東区文化センター、それから総合区民センター、豊洲文化センターの3か所を予定しております。江東区文化センターにおきましては、夜間の時間帯にも実施いたします。

素案の閲覧場所、それから意見の提出方法につきましては、記載のとおりとなっております。

所定のパブリックコメントの手続がございますので、その手続に基づいて実施いたしまして、お寄せいただいた御意見等につきましては、計画策定の参考とさせていただきます。

いただいた御意見おのおのに対する個別の回答というのは行いませんけれども、後日、区報、それからホームページにおきまして、お寄せいただいた御意見と、それに対する区の考え方について公開する予定でございます。

説明は以上です。

**【高山会長】** 高山です。ありがとうございました。

パブリックコメントの実施方法、進め方等について、皆さんのほうから御質問や御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

私がこの協議会の前に事務局にお尋ねしたのは、前回のときにパブリックコメントがどれぐらいの件数あって、それからこの説明会に何人ぐらいの方がお集まりになったんですかということを質問させていただきました。何となくイメージとして、皆さん方もお持ちいただいたほうが、共有できたらいいかなと思いますので、すみ

ません、前回の状況を少し御説明いただいてもいいですか。

【小林障害者施策課長】 障害者施策課長です。計画自体が、障害者計画が6年間、その後の障害福祉計画、障害児福祉計画が3年間に一遍、改定という形になりますので、まず直近の3年前の状況を御説明いたします。

まず、3年前の意見募集、それから区民説明会の実施結果でございますが、期間については、同じ期間で開催いたしまして、周知の方法とか御意見の提出の方法はほぼ同じ形で実施させていただいております。

こちらのパブリックコメントにつきましては、3年前の提出人数は12人ございました。いただいた御意見については16件という結果となっております。

同時に開催いたしました区民説明会につきましては、4回開催いたしましたが、参加者としては合計で25人という形で御参加いただいております。

今御説明をしたのが3年前の状況になっておりまして、続いて、さらにその3年前、今から6年前の状況になりますが、6年前のパブリックコメント、それから区民説明会の実施状況の期間等々につきましては、ほぼ同じ形で実施させていただいております。

パブリックコメントのほうにつきましては、提出人数が66人、それからいただいた御意見が108件というボリュームでございます。

それから、並行して開催いたしました区民説明会、このときは合計64名の方に御参加いただいております。

結果については以上です。

【高山会長】 高山です。ありがとうございます。

ということで、日程も提示されておりますので、ぜひ皆さん方、職場にも持ち帰っていただいて、関係者の方にもお伝えいただいて、ぜひ多くの方に御意見を寄せていただけるように、皆さん方を通じてお願いしていただけるといいかなと思っております。なかなか計画を読み込むというのは大変なことではありますけれども、そのことをきっかけに江東区の障害者施策に関心を持っていただくことにつながると思いますので、ぜひ委員の皆さんの御協力もお願いしたいところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

パブリックコメントについては、よろしいでしょうか。質問、御意見等、よろしいですか。

ありがとうございました。

#### 議事（４）その他

【高山会長】 それでは、そのほか御参加いただいています委員の皆さんから何か情報共有等ございましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですので、これで一応準備いただいた議事については終了ということになります。

#### 〔 閉 会 〕 午後3時35分

【高山会長】 では、今後の予定について、また改めまして事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【小林障害者施策課長】 本日の議事内容につきましては、意見シートをお配りしております。大変ボリュームのある資料が机上配付という形になってしまって、誠に申し訳ございませんでした。会議終了後、御意見等がございましたら、11月7日の火曜日までに事務局宛てメールあるいはファクスで御提出いただければ幸いです。

あと、素案の御説明の中で繰り返しお伝えさせていただいておりますが、各サービスにおける目標と見込み、確保策、現在空欄になってしまっているところに記載したものについて、書面で意見照会を行わせていただきたいと思います。皆様、大変お忙しいところ大変恐縮ですけれども、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【高山会長】 ありがとうございます。

11月7日とは1週間ですね。意外と短いですね。もう今日で10月も終わりでですね。なので、皆さん方、お忘れにならないうちにじっくり改めて素案をお読みいただきまして、早めに御意見を寄せいただけたらと思いますので、11月7日が期日になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の計画推進協議会は、年が明けまして来年1月頃の開催の予定ということになります。ですので、日程が近づいたところで、改めましてまた皆様に御通知申し上げたいと思いますので、その間にいろいろ計画が固まっていくという

形になりますので、よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、今日の会議は全て終了ということになります。議事の運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。では、終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —